

令和7年(ワ)第6767号 損害賠償請求事件
原告 松本亜土 他1名
被告 大阪府

報告書

2025年12月28日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議2係ホ 御中

弁護士 松本 亜土

当職松本は、2024年12月20日に、大阪府警察本部留置管理課職員と本件Tシャツに関する会話をした際の電話の録音を下記のとおり反訳致しました。

記

職員「はい、留置管理課()と言います。」

松本「もしもし、私、弁護士の松本と申します。」

職員「先生、すいません。」

松本「すいません、1時間ほど前にお電話いただいたようなんですが、打ち合わせ中でして申し訳ございませんでした。」

職員「こちらこそ。すいません。」

松本「はい、()さんの件ですよね。Tシャツの。」

職員「あ、そうです。これが、ええ、先週12日にあのファックスをええと、先生のお名前でもらった分です。で、その後、あの、何度かお電話いただいていたと思うんですけども。で、あの、結論から申し上げますと、最初のあの抗議申し入れ書ですねに関して、あのまあ返却して着用させてくださいということなんですけれども、これあのまあすでにちょっと報道等でもあったと思うんですけども、あの留置場内留置施設内での秩序維持のためにですね。あのこちらの方でまああの保管した上であの着用させないということになっております」

松本「1点、確認させていただきたいんですが」

職員「为什么呢か。」

松本「えっと、その秩序維持という観点で、えっと、今までに私着用、えっと差し入れて着用してもらってたんです。で、まあ、私以外にいるのかわかんないんですけども、何か秩序が乱れたりとかですね、そういったことってあったんで

しょうか。」

職員「それはちょっとここ、具体的なところはすいません、ちょっとあの、こう申し上げることできないんですけども、あの、まあそういう恐れがあるということをお認めですね、あの、今回、あの、こういう措置をとっております。」

松本「あの、今回。まあ、えっと、表現物。あれは一種の表現物で、それは警察の方も同じ。まあ、ご認識だと思うんです。」

職員「あ。えっと、表現物」

松本「はいはい、あの取り調べ拒否しますっていうあの表現がきっと規律、秩序、乱す恐れっていうふうに判断されたんだと思うんです。きっとあの言葉が」

職員「あ、まあ先生のあれですね、はい」

松本「そうだと思うんですが、」

職員「あ、先生、はい、思ってるはい。」

松本「それを前提にすると、その表現の自由であったりとか、黙秘権に関する
ことで判例でも出ているんですが、現実的、具体的恐れがないといけないという
ことで、これは現実的、具体的恐れがあると現段階で判断されているということ
なんですかね。それとも抽象的判断に過ぎないということなんでしょうか」

職員「あ、すみません、ちょっとあの、そのあたりはですね、あの、ちょっとこの場で、あの、こうだっていうのは申し上げられないんですけども。」

松本「書面でもいただいても結構ですけども」

職員「すみません、あの、一応これ、えっと、お電話とファックスの方でいただいていることになりますので、あの、一応口頭でのご回答ということですね。させていただくんですが、あくまでもは当方としては、そのこの法律にのっとってやっておるということの回答のみにさせていただきます。」

松本「解釈っていうのがあると思うんです。要件裁量はもちろんあることは前提で、私も承知してます。それを前提に、憲法問題、憲法上の権利の規制となると、現実的な恐れがないといけないということで、そこまで判断されているのか、それともそういった憲法上の権利ということを踏まえずにされているのかということ
はご回答いただけないんでしょうか。」

職員「申し訳ないです。これは電話です、これは電話です、こういう形ですすぐ答えるということではできませんので、あくまでも今回この抗議申し入れ書の連絡、ファックスいただいた件です、ご回答させていただいておりますので、差し控えさせていただきます。」

松本「じゃあ、もう一度、抗議申し入れ書を送らせていただきます。それとともにですね、今の話、報道がどこまで正しいのかわからないんですけど、関テレの報道であったりとか、NHKの報道で一部見たんです。聞こえていますか」

職員「はい、どうぞ。」

松本「で、えっと、その時にその示威行為であったりとか。まあ、他の留置者、被留置者との関係でされているという理解なんですけれども。」

職員「はい、どうぞ。」

松本「はいはい。ってなるならば、この間お電話で申し入れと申しますか、お話しさせていただいた取り調べ内での着用っていうのは、他の被留置者の人は会わないんです。」

職員「はい。どうぞ」

松本「それについては、着用は認めていただけるとのことなんですか。そのご趣旨であれば。」

職員「私どもはこの留置施設内での秩序に関してのご回答をさせていただきますので、取り調べに関してはすいません、ちょっと埒外になってしまいます。」

松本「ただ、これは刑事課か強行犯かはともかくとして、留置施設内で保管されているものじゃないですか。だったら、その貸してって言われたら貸していただけるんじゃないか。」

職員「すみません、ちょっとそれも電話でこちらですぐ回答とはいきませんので申し訳ないです。」

松本「どうしたらいいですかね。これってね、他の被留置者との関係でということで規制されていると思うんですけれども、取り調べ室であれば他の人の目に当たらないということは明らかだと思うんですね。被留置者一人なので取り調べ室は、であれば着用はできるはずなんです。今の警察の理屈であれば、あくまでも取り調べ室での着用を私は認めてほしくて、そうだったときに留置施設内で保管されているので、留置施設の職員から手渡される必要があるのかなと私は理解していて、そうなったときに取り調べ行くからそのTシャツ貸してくださいって言われる環境でなければならぬと。ここは貸していただけるんじゃないか。返していただくというか。」

職員「そうですね、ちょっとその扱いについても、すいません、ちょっとこの電話で、あのこうですというのを即答するわけにはいきませんので、申し訳ないです。」

松本「どうすればいいですかね。もう一度送らせていただいてもいいんですか。」

職員「そうですね、ただ、そのファックスですとかですね、あの先生もご存知だと思うんですけれども、いわゆるあのこれがあのメールとかファックスの類というのは、ちょっとどうしてもあの正式な文書ではございませんので。」

松本「じゃあ内容証明で送らせて頂いたらいいんですか。」

職員「そのあたりはもし一度ご不明であればですね、府民音声センターということでございますので、そちらで確認していただければなと思うんですけれども。」

松本「はい？はい？府民応接センター？」

職員「大阪府警本部のですね、府民応接センター。府民、府民、大阪府民ですね。府民応接センター」

松本「これは留置施設の問題なので、そちらで問い合わせているんです。」

職員「あの、最終的にそのどこが対応するかというのはまた話別なんですけれども、どういった形でこのあのお問い合わせいただいた方がいいのかというのは、ちょっとあの、先ほど申し上げたように、あのファックスとかメールの類であれば、」

松本「ちょっとあの。えっと、これまで対応していただいていたんです。あの、今年もさせていただきますし。で、それでね、回答しないっていうのはもうご自由なんですけど、ただそれはもう、その時はまた FAX を送らせていただいて回答してくださいというお話をするに過ぎないので、回答がない状態が続くということなので、その時はまた FAX を入れさせていただくと、ちょっとお話を聞くことになるのかなど。府民応接センターっていうところにも 2 つ送らせていただきますので、その方がいいですかね。」

職員「あっ、そうです。あの、まあ、どういう形であのされるのが一番いいのかっていうのは、一度ちょっとご相談いただいた方がいいのかなと思います。」

松本「えっと、その留置課に対する抗議申し入れっていうのは。そこに送ってもいいんですよね、」

職員「あっそうであのとりあえずこのいわゆるあの相談の関係はですね」

松本「えっと相談じゃないんですよ」

職員「あの形上すいませんあの広聴相談という形ですね」

松本「え、何相談？」

職員「広聴相談。」

松本「広聴相談？」

職員「はい広聴相談。」

松本「どういう字ですか。」

職員「あの広く聞くですね。広く聞くに相談ですね。」

松本「えっとですね、これ弁護士としての苦情申し入れですので、広く聞くっていう意味ではないんですよね。速やかにしてくださいということで。」

職員「苦情申し入れであれば、すいません、ファックス等ではちょっと正式な受付にはなりませんので。」

松本「送ったっていうのがわかればいいんですよ。それで回答される、回答されないっていうのは、もう警察さんのもうご自由かと思うんですが。」

職員「そうなんですね。」

松本「ただ、事実上の義務は発生すると思いますけど、まあ、あの、それだけちょっとお伝えして、あの、とりあえず抗議申し入れ書、もう一度送らせていただ

きます。」

職員「そうなんですね。」

松本「はいはい、すみません。あの、ご回答よろしく お願いします。」

職員「はい、失礼いたします。」

以上